

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F  
TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789  
Email info@yodogawaroukyou.gr.jp  
URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の  
Facebook を開設  
しました！  
最新の人事労務  
ニュースを配信  
しております。



## Monthly Hot News

## 2024年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられます

2023年度から障害者の法定雇用率を段階的に引き上げるとされており、2024年4月からの法定雇用率は2.5%となります。なお、2026年度からは2.7%に引き上げられることとなります。

	2023年度	2024年4月	2026年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5%</b> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

※ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

## 【障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります】

- ◆ 精神障害者の算定特例の延長（2024年4月以降も引き続き延長されています）。  
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。
- ◆ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（2024年4月以降）。  
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

## 定額減税特設サイトが公開されパンフレット・Q&amp;Aが掲載されています

6月支給分給与等から対応が必要になる所得税の定額減税についてのパンフレットやQ&A、記載例などが掲載された特設サイトが国税庁より公開されています。

2023年12月22日に「2024年度税制改正の大綱」が閣議決定され、大綱においては、2024年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、2024年6月から定額減税が実施されることとなり、原則として6月以降に支給される給与において減税を実施するため、給与計算ご担当者等におかれましてはご留意ください。

## 【国税庁HP「定額減税について」より抜粋】

## 定額減税の対象となる方

2024年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、**2024年分所得税の納税者である居住者で、2024年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）**です。

（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

## 定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 1 本人（居住者に限ります。）：30,000円
- 2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）：1人につき30,000円

## 定額減税の実施方法

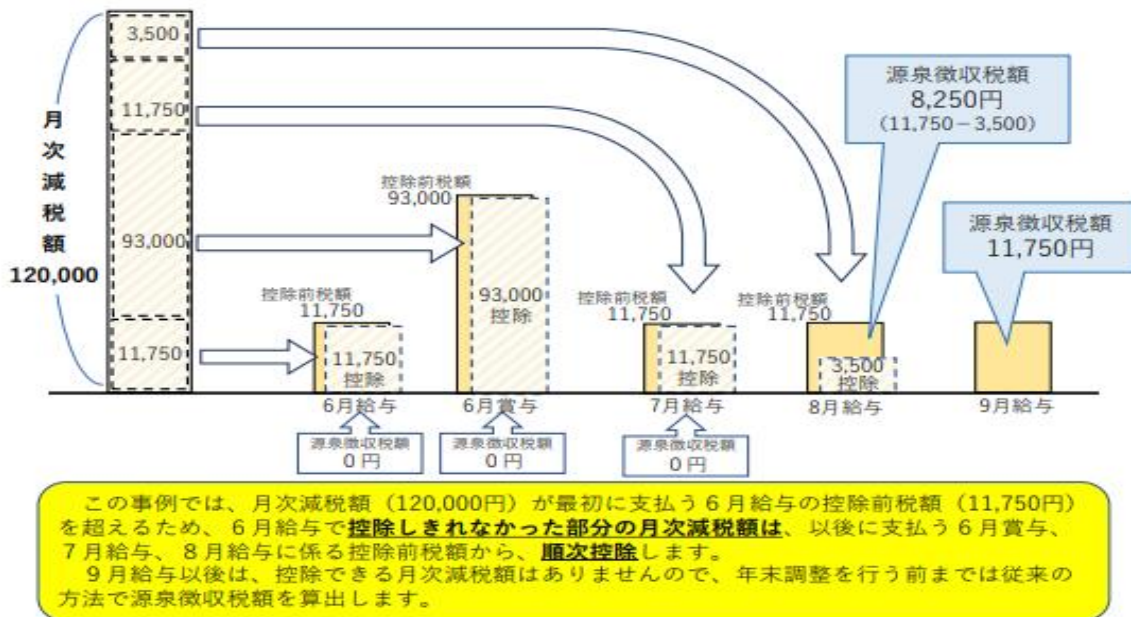
### 【給与所得者に係る特別控除】

2024年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限り、）につき源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、2024年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

### 【実際に源泉徴収する税額の計算例】

（国税庁「給与等の源泉徴収事務にかかる令和6年分所得税の定額減税のしかた」より抜粋）



## 2024年4月から現物給与の価額の一部が改正されます

4月1日より現物給与価額の一部が改正されます。一部府県を除き変更されていますので、詳細につきましては、日本年金機構のホームページにてご確認ください。

## 期末賞与に関するご連絡のお願い（社会保険加入事業所）

賞与等（期末賞与・決算手当）の支払があった場合は、『賞与支払届』の届出が必要です。  
当協会担当者までご連絡をお願いいたします。

雇用保険マルチジョブホルダー制度によるマルチ高年齢被保険者（※）についても、労働保険料の計算に含む必要がございます。対象者がいる場合は、当協会担当者までご連絡をお願いいたします。

（※）複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者で、2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上且つ2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上の要件を満たし、本人からハローワークに申出を行うことで雇用保険の被保険者となった労働者

## 労務協会 事務所移転のお知らせ

弊所はこのたび事務所を移転することとなりました。

新事務所での業務開始日は2024年4月1日（月）からとなります。

新住所及び連絡先は以下のとおりでございます。

これを機に、社員一同さらに業務に精励し、皆様方のご期待に添えますよう努力していく所存でございます。今後ともなにとぞご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

新住所：〒532-0003 大阪市淀川区宮原4丁目1番9号 新大阪フロントビル8F  
電話番号：06-6676-7750（代表） 06-6676-7754（FAX）